

亀山市告示第168号

亀山市母子家庭等高等職業訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年7月11日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市母子家庭等高等職業訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市母子家庭等高等職業訓練給付金事業実施要綱（平成22年亀山市告示第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第6号を第12号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の5号を加える。

- (7) 歯科衛生士
- (8) 美容師
- (9) 社会福祉士
- (10) 製菓衛生師
- (11) 調理師

第2条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 准看護師

第3条第2号中「2年」を「1年」に改める。

第5条第3項を次のように改める。

- 3 給付金の支給期間は、第3条の対象者が修業する期間に相当する期間（その期間が36月を超えるときは36月）を超えない期間とする。

第5条に次の1項を加える。

- 4 給付金は、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。